

令和4年7月21日及び同年8月29日に提出
した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果
を参考として講じた措置の状況について

令和5年1月

宮崎県監査委員

定期監査

令和4年5月23日から令和4年8月10日までの間に、県の88機関について、定期監査を実施した。

その結果、12機関の16件について、改善の措置を講じるよう文書で通知を行った。該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	8月29日監査結果	講じた措置報告
指摘事項	—	—
注意事項	16	16
意見	—	—
計	16	16

【総務部】

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
西臼杵支庁	【注意事項】 会計年度任用職員の報酬について、欠勤時間数の算定を誤り過払となっているものがあった。	過払金について、内容を確認し、速やかに返納処理の手続を行った。 今後は、勤務日数等について担当内で相互確認を行うなどチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
	【注意事項】 橋梁定期点検委託業務について、履行の検査確認の遅れているものがあった。	土木設計業務等委託契約書に基づき、業務完了届の通知を受けた日から10日以内に検査を行うよう職員に指導を行った。 今後は、契約書等の内容を十分確認するとともに、複数職員による進行管理を徹底し、適切な事務処理に努める。

【福祉保健部】

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
国民健康保険課	【注意事項】 データ分析による市町村国保保健事業支援業務に係るデータ提供業務の委託について、契約手続が遅れていた。	財務規則、会計事務のチェックシート等を再確認するとともに、進捗管理表により複数の職員で確認を行うなどチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
長寿介護課	<p>【注意事項】 認知症疾患医療センター運営業務委託について、契約手続が遅れていた。</p>	<p>当該委託契約は委託先が5件あり、5件分の予算執行伺、支出負担行為を一括で処理していたことから、1件ごとに予算執行伺等を作成することとした。</p> <p>また、担当による進行管理を確実に遂行するとともに、担当者以外の会計担当職員による進行管理及び関係書類の複数チェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
こども家庭課	<p>【注意事項】 公有財産使用料について、納入期限の指定を誤っているものがあつた。</p>	<p>収入事務の適正な事務の徹底について再度確認及び周知するとともに、複数職員による確認を徹底するなど、所属内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
北部福祉こどもセンター	<p>【注意事項】 会計年度任用職員の通勤費用について、過誤払金戻入額の算定を誤り過徴収となっているものがあつた。</p>	<p>直ちに関係規程を確認し、通勤費用の追給処理を行った。</p> <p>今後は、複数職員による確認を徹底するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

【農政水産部】

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
北諸県 農林振興局	<p>【注意事項】 令和3年度森林づくり活動支援事業補助金について、交付要綱に定める事業完了届に添付すべき書類の不足や不備のあるものが散見された。</p>	<p>要綱に定められた添付書類や事業実施の注意事項等について、申請者向けのチェックリストを作成し、添付書類等の明確化を図るとともに、書類の提出があつた際は、同チェックリストを用いて確認することとした。</p>

【県土整備部】

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
小林 土木事務所	<p>【注意事項】 砂防設備占用料及び砂利採取料について、調定時期の適当でないものがあった。</p>	<p>砂防設備占用料及び砂利採取料についてのチェックシートを作成し、複数職員による確認を徹底することで適切な事務処理に努める。</p> <p>また、他所属での同様の指摘を防止するため、関係所属間でチェックシートを共有することとした。</p>

【教育委員会】

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
財務福利課	<p>【注意事項】 野球練習場グラウンド改修工事及びサッカー場改修工事について、指導要綱に定める下請負人選定理由書が提出されていないなかった。</p>	<p>速やかに各請負業者から、下請負人選定理由書を提出してもらい添付した。</p> <p>今後は担当内での確認を徹底する。</p>
	<p>【注意事項】 備品の所管換えについて、手続時期及び通知書作成の遅れているものがあった。</p>	<p>備品購入計画書をもとに、進捗状況や所管換え完了状況の確認を担当内において複数人で行うことを徹底する。</p>
県立西都原 考古博物館	<p>【注意事項】 会計年度任用職員の勤務条件通知書について、年次有給休暇の付与日数等を誤っているものが見受けられた。</p>	<p>今回の事案は、「会計年度任用職員取扱要領」の確認不足により発生したものであるため、業務に携わる職員による取扱要領の再確認を行った。</p> <p>今後は、勤務条件通知書作成時の休暇処理簿等の関係書類及び取扱要領や手引きの内容確認において、複数職員によるダブルチェックを徹底する。</p>
都城泉ヶ丘 高等学校	<p>【注意事項】 会計年度任用職員の期末手当について、公金振替戻入に伴う科目更正の事務手続が適当でなかった。</p>	<p>本件を事務部内で共有し注意喚起するとともに、会計処理上疑義がある場合は事務部内で終わらせず、主管課等への確認を徹底することとした。</p>

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
都城泉ヶ丘 高等学校	<p>【注意事項】 研究大会参加料の支出について、資金前渡の手続を行わず、また、請求書に基づかず領収書を支払根拠とする精算払を行っていた。</p>	<p>職員会議等での全職員へ対する再周知を行うとともに、事務部において派遣依頼等に関する参加料等について、主催者や関係機関に対する負担義務、支払額、支払方法の確認を徹底する。</p>
	<p>【注意事項】 令和3年度定時制及び通信制課程教育振興奨励教科書学習書購入補助金について、支出負担行為として整理する時期を誤っていた。</p>	<p>本件を事務部内で共有し注意喚起するとともに、当該補助金の事務処理の流れや注意事項をまとめた確認資料を作成し、予算執行同等に添付することで、補助金業務の経験がない担当者でも事務処理を適切に行うことができるよう改善を図った。</p>
延岡工業 高等学校	<p>【注意事項】 1号館1階保健室エアコン更新工事について、予算執行伺の変更がされていなかった。</p>	<p>速やかに予算執行伺（設計書及び契約書）を変更した。 今後は、宮崎県財務規則に則り、適正な事務処理に努める。 また、支出時に工事内容を複数職員でダブルチェックするように徹底する。</p>

【公安委員会】

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
延岡警察署	<p>【注意事項】 財産貸付料について、貸付面積の算定を誤り過徴収となっているものがあつた。</p>	<p>監査後、速やかに正当な貸付面積を確認するとともに、再度貸付料の計算を行い、申請者に経緯を説明した上で過徴収額を返還した。 今後、財産を貸し付ける場合は、申請内容及び関係法令を担当内で相互に確認するとともに、現在も行っている複数職員によるチェック体制を更に強化し、適正な事務執行に努める。</p>

随時監査

令和4年4月21日に、県の1機関について、随時監査を実施した。その結果、1件について、改善の措置を講じるよう文書で通知を行った。該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	7月21日監査結果	講じた措置報告
指摘事項	—	—
注意事項	—	—
意見	1	1
計	1	1

【福祉保健部】

監査対象機関	監査の結果	講じた措置
こども家庭課	<p>【意見】</p> <p>県及び町村職員が担当業務について理解を深めるとともに、組織的に業務を適正に遂行できるよう改善策を策定しており、再発防止に向けた取組みが進められているところであるが、以下のことについて検討する必要がある。</p> <p>1 県のチェック体制の充実強化</p> <p>今回の事案は複数の要因が重なって発生したものであり、発生要因の背景等を十分踏まえて、組織におけるチェック体制の充実強化を図ることが必要である。</p> <p>具体的には、適正な業務遂行に必要なチェックの手順や内容を示したマニュアル及びチェックリストを整備するとともに、チェックを複数人でできる体制の確保や役割分担及び事務処理の流れを明確化する等、業務に携わる担当職員全員が同じ認識、方法で、チェックを厳重に実施すること。</p>	<p>1 県のチェック体制の充実強化</p> <p>9月下旬から開始する「現況届」の確認作業については、家庭・青少年健全育成担当全体で実施する。その際に、普段別の業務を担当している職員もいることから、担当内で事前にチェック手順や確認項目等について十分な打ち合わせを行い、共通理解した上で実施する。</p> <p>また、町村担当者説明会にて配布した町村担当者用のチェックリスト等を担当内確認作業時も活用し、確認作業の進行管理表において、確実にダブルチェックを行い、確認漏れ、見落とし等を防止する。</p>

	<p>2 電算システムの登録内容の確認の徹底</p> <p>事務処理に用いている電算システムに公的年金給付等のデータが反映されていなかったことが、今回の過払いの要因の一つである。そのため、電算システムを過信することなく、電算システムの登録内容と受給者から提出された情報及び町村が把握する公的年金等受給に関する情報について、最新の情報が反映されるよう、県と町村が連携して、必要なチェック及び相互確認の徹底を行うこと。</p> <p>3 県と町村との連携強化等</p> <p>県と町村との役割を明確にし、それぞれの業務について責任を持って取り組んでいくとともに、国の制度改正に伴い、児童扶養手当制度が複雑化する中で、制度の理解や書類等のチェック方法において、共通の認識を持つことが必要である。</p> <p>具体的には、町村の担当者への研修会等において、県と町村の役割分担を含めた再発防止策の周知を図り、改めて、制度の理解が一層進むように工夫を行うとともに再発防止に必要なマニュアル等を共有し、チェック体制の連携強化を図ること。</p> <p>また、町村と連携して、受給者への制度の周知を進め、公的年金給付等受給状況届等の必要書類の提出には万全を期すなど、最新の公的年金等の受給状況を把握すること。</p>	<p>2 電算システムの登録内容の確認の徹底</p> <p>町村から提出された「現況届」の確認作業時に、児童扶養手当システムの登録内容から変更のあった箇所については、該当箇所に付箋等を貼るだけではなく、町村毎に作成する修正事項等を記載する疑義確認表にも残らず記載しておき、システムの最終結果と照らし合わせるとともに、町村担当者にも確認してもらうことによりシステムへの反映漏れを防止する。</p> <p>3 県と町村との連携強化等</p> <p>7月15日に開催した市町村担当者説明会時に以下のような取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の制度改正の内容も踏まえ、より町村の実務に即した説明資料に作成し直した。 ・記載漏れ、記載間違いの多い箇所等について重点的に説明を行った。 ・経験の浅い町村職員でも確実に確認が行えるよう、現況届受付時のチェックリストを大幅に作り直し、配布した。 ・必要書類の提出に対する受給者への周知について、改めて依頼を行った。
--	---	--